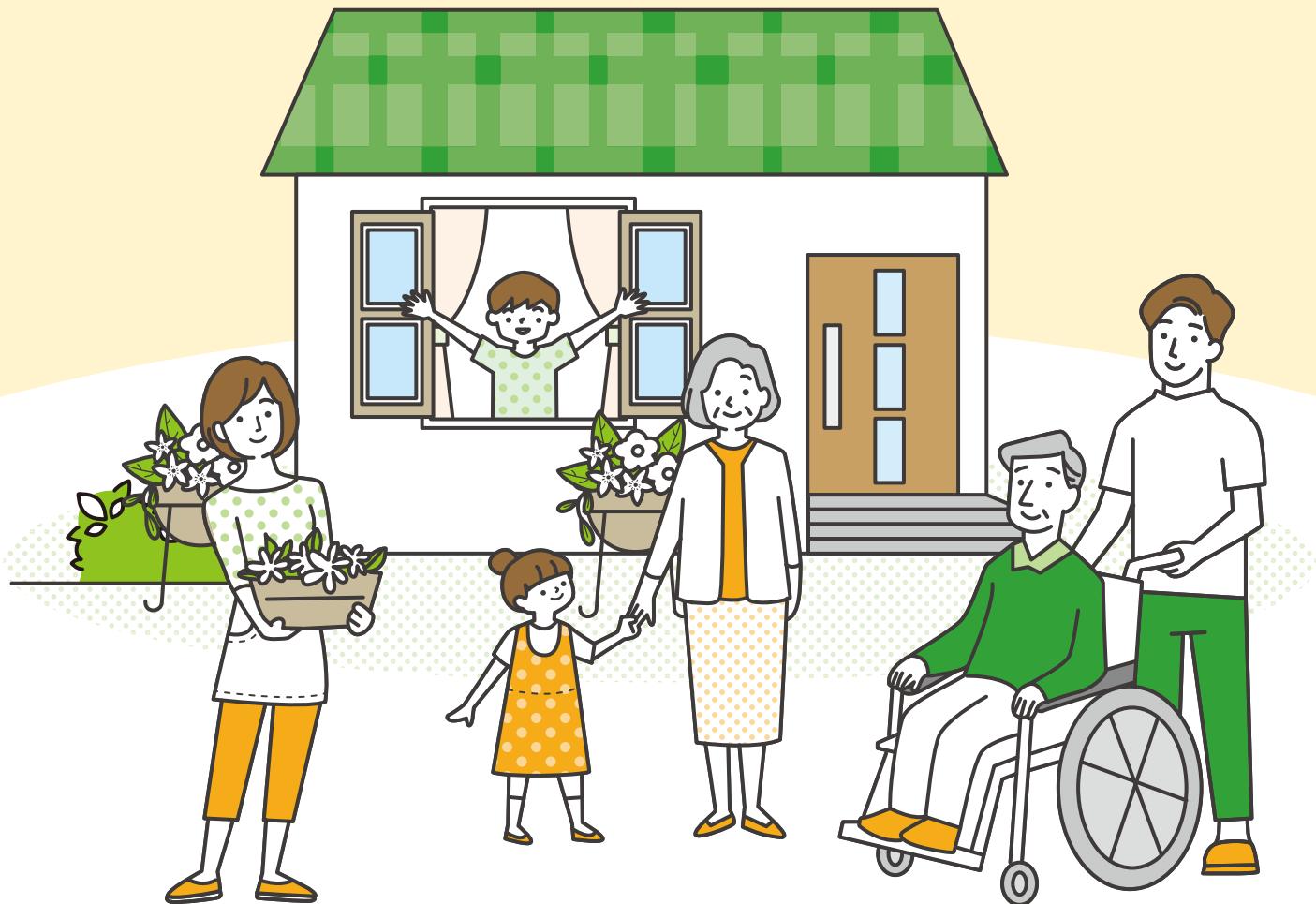


みんな、いつかは必要だから…
知っておこう。

相続手続き

ガイドブック



司法書士法人
さくら事務所

はじめに

どんな方でも、親族が亡くなったとき、資産・負債を問わず「相続をする」可能性があります。また、ご自身が年をとったときに「相続をさせる」可能性もあります。

相続って実は、身近な問題。

相続は大切な人が亡くなると同時に始まり、人生でめったに経験しない非日常的な手続きが必要になります。しかし悲しみの中、葬儀や法要も行い、どうしていいか、何を準備しなければならないのか不安になることが多いかと思います。そんなときは、相続を得意とする専門家を頼ることも検討してみてください。

いざ相続が発生したときに、「もっと前に知っておきたかった」と後悔しないために、知っておくと便利なこと、安心なことをまとめましたので、どうぞお役立てください。

司法書士法人さくら事務所

目 次

01	相続手続きって、何をいつまでにするの？	3ページ
	●相続手続きは、方法や届け先、期限が異なる ●相続発生時における主な手続きと流れ	
02	相続できる人、できない人は誰？	4ページ
	●相続できる順位は法律で決められている ●法定相続人の順位と範囲	
03	義務化される『相続登記』ってなに？	5ページ
	●相続登記とは「相続した不動産の名義変更」 ●相続登記が義務化！違反すると罰金も？ ●相続登記の種類は、主に3種類 ●相続登記の種類と流れ	
04	亡くなった人の銀行口座はどうなるの？	7ページ
	●金融機関に名義人が亡くなったことを知らせると、口座は凍結される ●預金口座を相続する流れ	
05	相続すべきか、放棄すべきか？	8ページ
	●相続の方法は、単純承認・限定承認・相続放棄の3種類 ●相続放棄は、「資産や負債をすべて相続しない」こと ●相続放棄の注意点	
06	相続手続きは、専門家に頼むべき？	9ページ
	●相談すべき専門家は、内容によって違う ●相続手続きは、専門家に相談した方が安心	

掲載情報について

当ガイドブックに掲載する情報の正確性については万全を期しておりますが、その時点で提供可能な情報であり、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行っておりません。掲載された情報に基づく判断については、利用者様の責任のもとに行うこととし、当ガイドブックから入手された情報に基づいて被ったあらゆる損害についても、一切責任を負うものではありません。

相続手続きって、何をいつまでにするの？

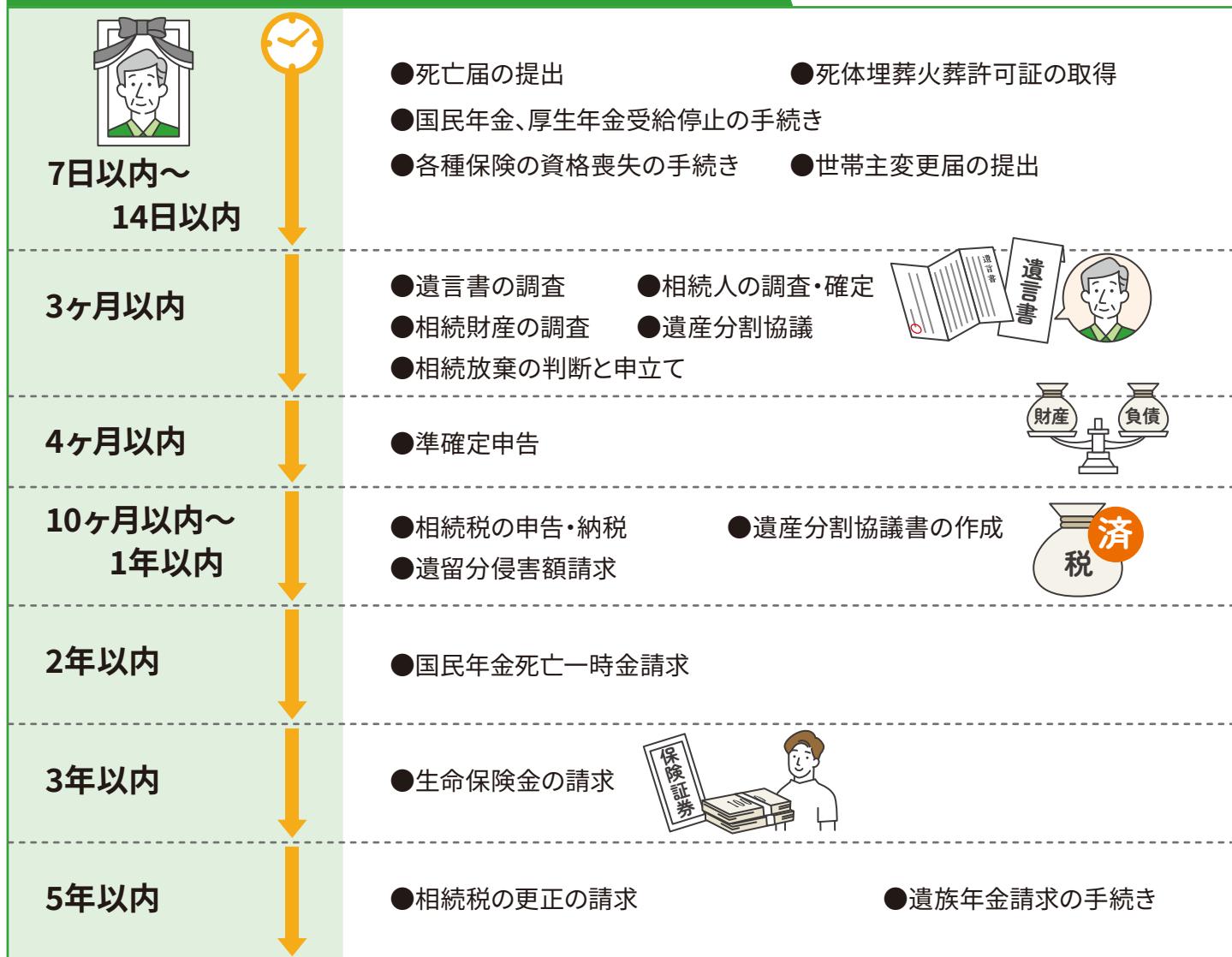
相続手続きは、方法や届け先、期限が異なる

相続の手続きや届出は多種多様で、方法や届け先もそれぞれ異なるため意外に大変です。

期限が決まっているものが多いので、どのような手続きがあるのかを知り、計画的に動くことが大切です。



相続発生時における主な手続きと流れ

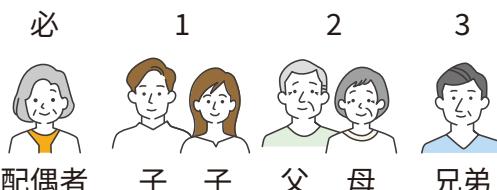


相続できる順位は法律で決められている

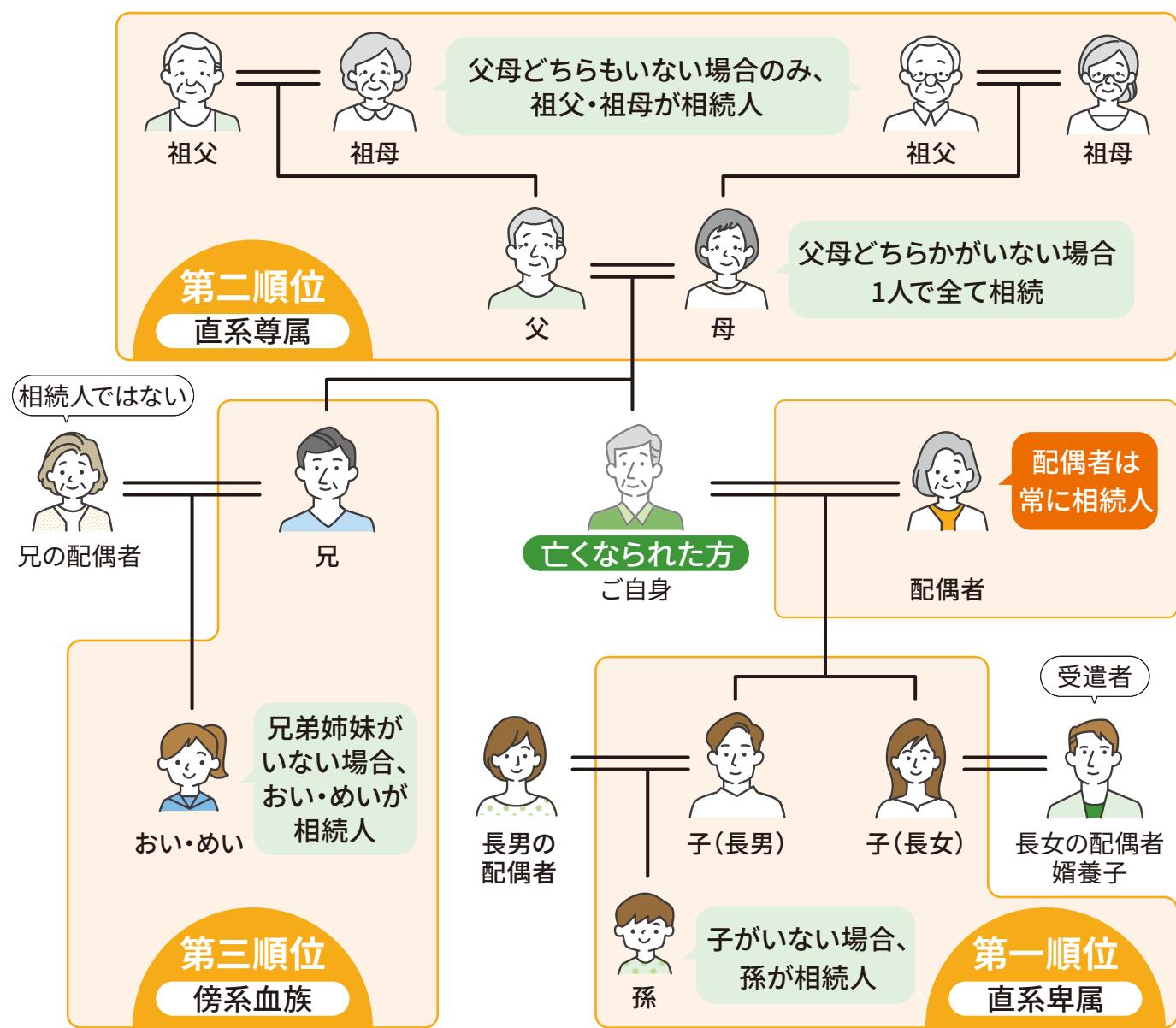
法律で相続できる権利を与えられた人のことを「法定相続人」と言います。相続できる順位は、亡くなった方に配偶者がいれば必ず法定相続人になり、次いで子供、親、兄弟となります。



法定相続人に
なれる順位



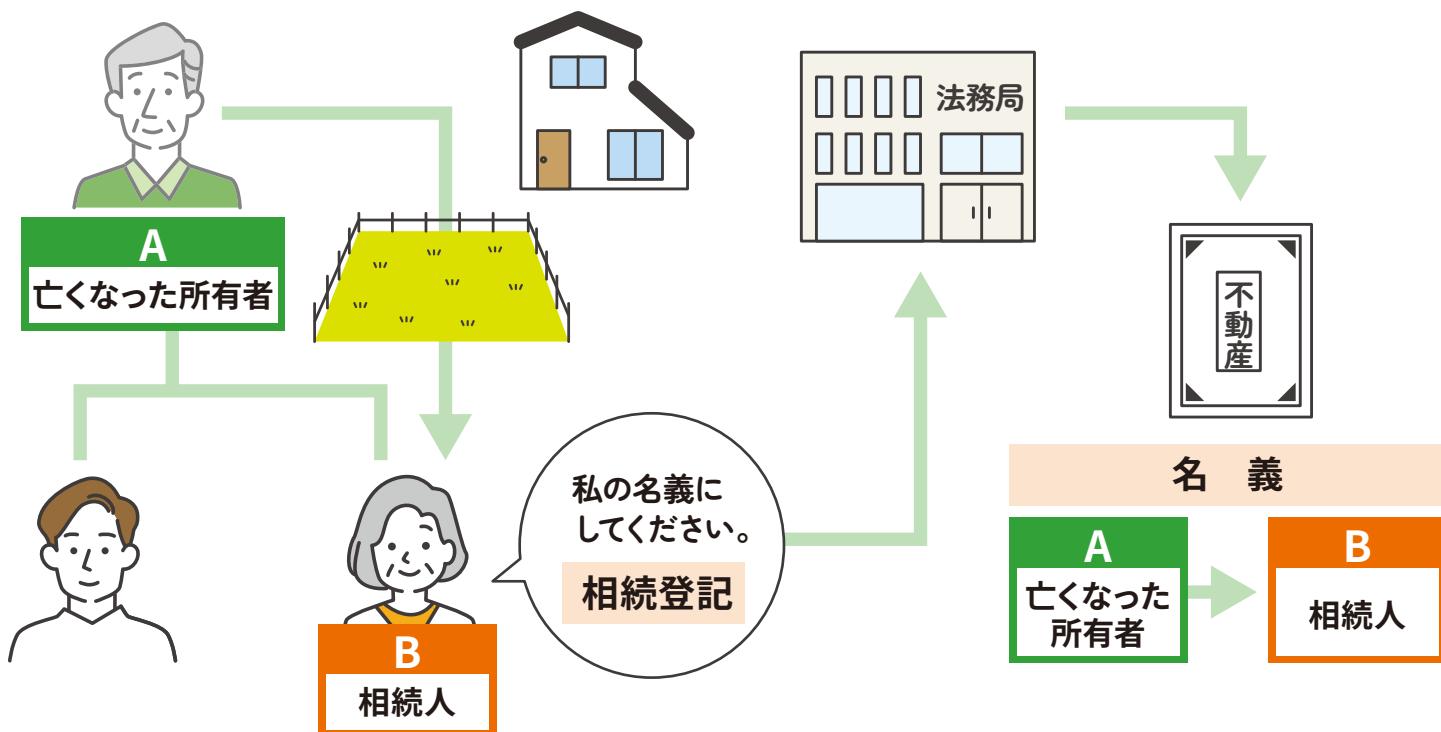
法定相続人の順位と範囲



義務化される 『相続登記』ってなに？

相続登記とは「相続した不動産の名義変更」

相続登記は、土地・家・マンションなど不動産の所有者が亡くなった場合に、その不動産の名義を亡くなった方から遺産を引き継いだ方（相続人）へ変更する手続きのことです。



相続登記が義務化！違反すると罰金も？

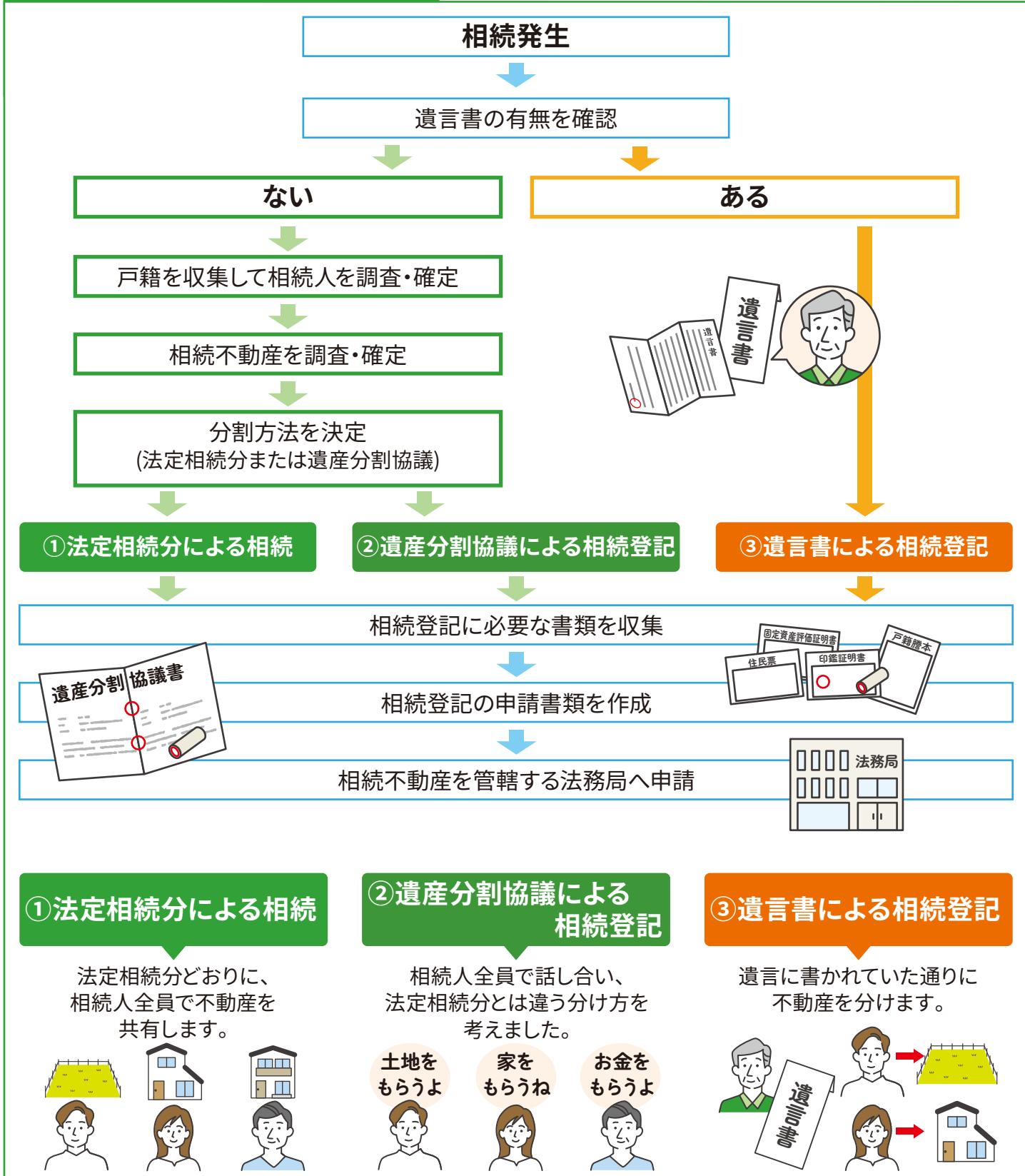
相続登記が2024年4月から義務化されます。これまで相続登記を行わなくても罰則などが科されませんでしたが、2024年4月1日より、相続発生またはそれを知った日から3年以内に手続きを行わないと10万円以下の罰則が科されることになりました。過去の相続も対象になるので、登記していない方はお急ぎください。



相続登記の種類は、主に3種類

どの種類の相続登記をするかによって、必要書類や手順が異なります。ご自分の相続がどれに当てはまるのか、知っておきましょう。

相続登記の種類と流れ



亡くなった人の 銀行口座はどうなるの？

金融機関に名義人が亡くなったことを知らせると、 口座は凍結される

亡くなられた方の預貯金は、相続人全員の共有財産となりますので、相続手続きが正式に完了するまで、預貯金の引き出しや引き落とし、振込などができなくなります。しかし預金口座は、電気やガスなどの公共料金の引き落としや、生活費にも充てられるため、凍結されたままにならないよう、早めに手続きをしておきましょう



預金口座を相続する流れ

1 遺言書の有無を確認



2 必要書類を収集



3 銀行へ連絡、 所定の書類をもらう



4 必要書類を銀行へ提出

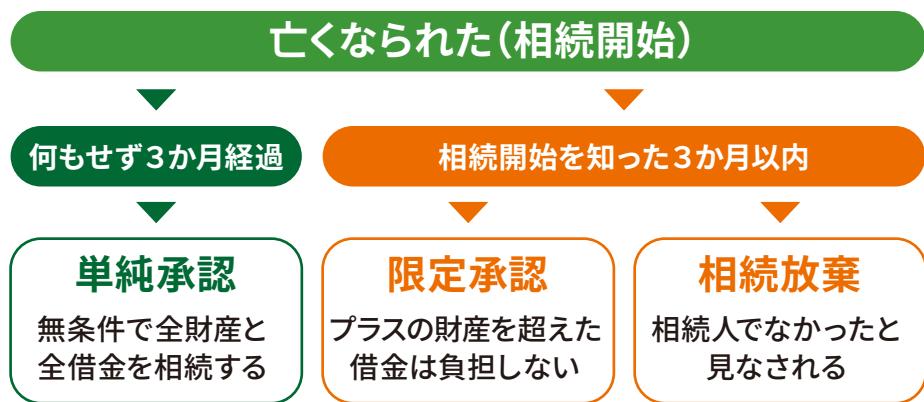


5 払い戻しを受ける



相続の方法は、単純承認・限定承認・相続放棄の3種類

「相続」というと、不動産や預貯金などプラスの財産をイメージしがちですが、財産には借金などマイナスの財産もあります。こうした相続を、するか、しないかの選択をすることができ、その方法には、**単純承認・限定承認・相続放棄**があります。



相続放棄は、「資産や負債をすべて相続しない」こと

相続放棄は、マイナスの財産だけではなくプラスの財産もすべて、相続の権利を放棄することです。

相続放棄をするにあたっては守るべき注意点があり、しっかりと守っておかないと、相続放棄が認められることもあるので気をつけましょう。



相続放棄の注意点

生前に相続放棄はできない

借金を相続したくない



生前は放棄できません

相続放棄すると撤回はできない

相続放棄をやめたい



撤回はできません

遺産の処分をしたら相続放棄はできない



相続放棄できません

相続放棄の期限は3か月以内

相続の存在を知った日

3か月以内

相続放棄の期限

相談すべき専門家は、内容によって違う

適切なアドバイスや手続き代行をしてもらうためには、間違った専門家を選ばないように注意が必要です。税理士は相続税に関する相談、司法書士は相続登記、行政書士は遺産分割協議書の作成、相続トラブルに関わることなら弁護士など、それぞれが得意とする分野があります。相談内容に合った専門家を選ぶことが大切です。



目的	専門家	税理士	司法書士	行政書士	弁護士
相続人・財産の調査	<input type="circle"/>				
遺産分割協議書の作成	<input type="circle"/>				
相続税の申告	<input type="circle"/>	<input checked="" type="circle"/>	<input checked="" type="circle"/>	<input checked="" type="circle"/>	<input checked="" type="circle"/>
不動産の名義変更	<input checked="" type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input checked="" type="circle"/>
相続放棄	<input checked="" type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>
相続トラブルの代理交渉	<input checked="" type="circle"/>	<input checked="" type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>

相続手続きは、専門家に相談した方が安心

相続は大切な人が亡くなると同時に始まり、人生でめったに経験しない非日常的な手続きが必要となります。手続きは複雑で多岐にわたるため、相続を得意とする専門家に相談すると安心です。

相談するだけでも不安な気持ちが和らぐこともあるので、一歩踏み出して専門家に相談してみることをおすすめします。

